

社会福祉法人 針木福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人針木福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	5,000円	1,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円

3 選任・解任委員、苦情処理員が業務に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
業務出席報酬等	5,000円	1,000円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため県外に出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費 円	3, 0 0 0 円	実 費

(県外出張旅費)

区 分	汽 車 賃		船 舶	航空機 水中翼船 その他	日 当	宿泊料 (最高額)
	新幹線	その他				
	普通車	普通車	(普通船室) 実費	(エコノミー) 実費	3, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円

(県内出張旅費)

区 分	汽 車 賃	その他	日 当	宿泊料 (最高額)
	普通車	実費	3, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(研修等に関する出張旅費)

第6条 各種団体が主催する研修等で宿泊施設がある場合は、これを利用するものとし宿泊料は実費とする。

(理事長決裁)

第7条 本規定に定めのない事項については理事長が定める。

(雑則)

第8条 この規定の改定は理事会で行う。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

1、この規程は平成29年6月16日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	5,000円	1,000円	
理 事 業 務 報 酬 等 (日額)	5,000円	1,000円	
監 事 業 務 報 酬 等 (日額)	5,000円	1,000円	